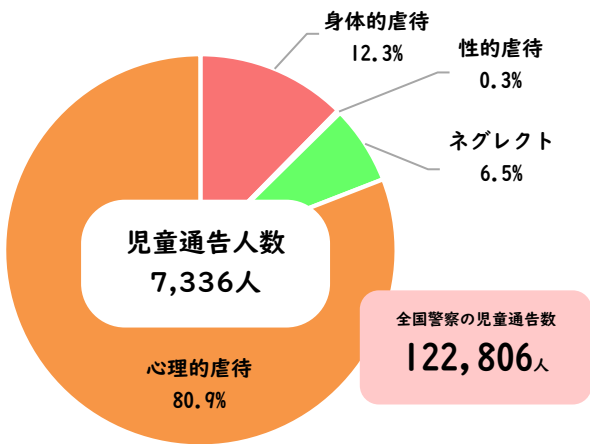


令和5年中における福岡県警察の児童虐待対応状況【統計資料】

1

通告児童数（警察から児童相談所に通告した数）



※ 心理的虐待のうち、
面前DV（児童が同居する家庭における配偶者等に対する暴力・暴言）
が全体の72%を占めています。

虐待の種別 ※こども家庭庁HPから引用

- **身体的虐待**
殴る、蹴る、叩く、投げる、投げ落とす、激しく揺さぶる
やけどを負わせる、溺れさせる、首を絞めるなど
- **性的虐待**
こどもへの性的行為、性的行為を見せる、
性器を触る又は触らせる、ポルノグラフィの被写体にする
- **ネグレクト**
家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする
重い病気になっても病院に連れて行かない
- **心理的虐待**
言葉による脅し、無視、きょうだい間で差別的扱い
こどもの目の前で家族に対して暴力をふるう

虐待種別ごとの通告数（R3～R5）

	R3	R4	R5	前年比
通告総件数	6,451	6,940	7,336	+396
身体的虐待	964	1,007	907	△100
性的虐待	17	8	19	+11
ネグレクト	440	436	475	+39
心理的虐待	5,030	5,489	5,935	+446
面前DV	4,459	4,987	5,309	+322

令和5年中の児童虐待通告数は、
7,336人（前年比+396件（+5.7%））

で、年々増加傾向にあります。

虐待種別ごとの推移では、

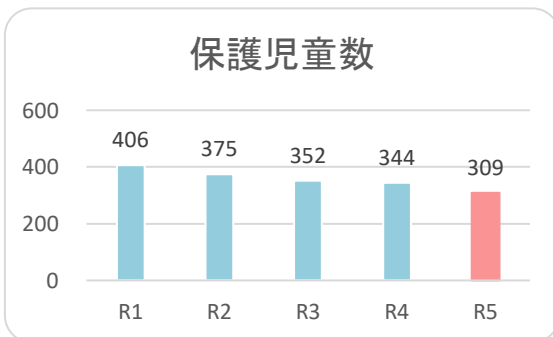
- ・ 身体的虐待は**減少**
- ・ その他の虐待が**増加**
（性的虐待は前年比+11人（+137%））

となっています。



2

保護児童数（警察が児童の安全確保のために児童相談所長の委託を受けて一時保護した児童の数）



一時保護とは、児童相談所が子どもの生命の安全を確保することで、単に生命の危険にとどまらず、現在の環境におくことが子どもの安全な家庭生活を確保するうえで明らかに問題があると判断される場合に一時保護を行います。警察は、児童相談所から委託された場合に一時保護をすることができます。

令和5年中の保護児童数は、
309人（前年比△10.2%）

で、令和元年をピークに減少傾向となっています。



3

児童虐待事件検挙状況（児童虐待事件の検挙件数等）

	R3	R4	R5	前年比
検挙件数(件)	160	111	113	+2
検挙人員(人)	161	111	117	+6
被害児童(人)	164	111	116	+5

検挙件数は、
児童虐待事件として被疑者を検挙した件数になります。

令和5中の検挙件数は、
113件（前年比+1.8%）
で昨年よりも増加しています。